

災害廃棄物（がれき）の広域処理推進に関する意見書

東日本大震災から1年を経過したが、大量の災害廃棄物（がれき）の処理は進んでおらず、復旧・復興の大きな妨げとなっている。

国は、被災地域の早期復旧に向け、災害廃棄物の広域処理への協力を全国に呼びかけているが、災害廃棄物が放射性物質に汚染されているのではないかという不安、農水産物の風評被害への懸念等が国民の間に広がり、自治体が災害廃棄物の受入れを躊躇する大きな要因となっている。

災害廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民への説明と合意形成を図ることが大切であり、住民の不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定することが必要である。

よって国においては、災害廃棄物の広域処理の推進のため、次の事項について所要の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 災害廃棄物に係る放射能濃度の安全基準について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得るとともに風評被害が発生しないように万全を期すこと。
- 2 災害廃棄物の広域処理において、仮置場での保管から中間処理施設における処理、最終処分場における埋立てに至るまでの各段階で放射線量等の調査を行い、調査結果を全面的に開示すること。
また、当該調査結果を踏まえた安全確保に関する措置及び安全面に関する情報提供を徹底して行うこと。
- 3 自治体で受け入れた災害廃棄物の焼却灰・飛灰等の処分先については、国が責任を持って対応すること。
- 4 処理費用その他関連経費については、全額国が財政措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月26日

福岡県糸島市議会